

広島県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年一月二十五日までの間、縦覧に供する。

令和四年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三二九	県道飯田吉行 線	東広島市西条町寺家字福 原四六一番一地从先から 東広島市西条町寺家字迫 野谷五九一六番六〇地先 まで	二五・一〇 〽三三・〇 〇	一、〇四五・〇〇	